

大津町に東京圏から移住される方へ 移住支援金を支給します！！



支援金の額

世帯：100万円 単身：60万円

18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の者一人につき**最大100万円**を加算

主な支給要件

**【移住元要件】 東京23区に在住 又は
東京圏※1在住で東京23区に通勤 していた方**

※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち以下の市町村を除く地域

【東京都】 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】 秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】 三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

【移住先要件】 大津町※2に移住し、就業等※3 した方

※2 大津東小学校区、大津北小学校区への移住のみ対象です。

※3 次の1～4のいずれかに該当する方が対象です。

1. 就業に関する要件(①、②のいずれか)

① 移住支援金の対象として「ワンストップジョブサイトくまもと」に掲載されている求人に就業したこと

② プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと

2. 起業に関する要件

熊本県が募集する起業支援補助金の交付決定を受けていること

3. テレワークに関する要件

自己の意思によって移住し、移住先で移住前の業務を継続していること

4. 関係人口に関する要件

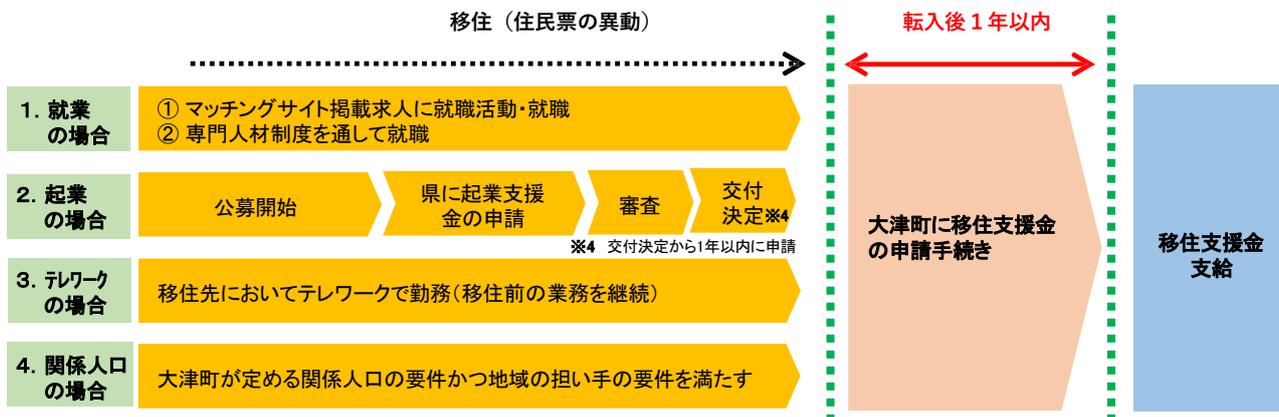
大津町が定める関係人口の要件を満たすこと



求人情報は「くまもと」

▶ 移住支援金は所得税法第34条に規定する一時所得に該当するため、課税対象となります。

移住支援金の交付までの流れ



移住支援金 簡易チェックシート

【共通】

【チェック】

(1) 次のいずれかに該当する。 ※ <在住> と <通勤> は、合算して通算5年以上でも対象 <在住> ▶ 移住直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住していた <通勤> ▶ 移住直前の10年間のうち通算5年以上、東京圏のうち東京圏（埼玉県、千葉県、神奈川県）に在住し、東京23区内へ通勤していた	<input type="checkbox"/>	全て該当
(2) (1) の状況が移住直前に連続して1年以上である。	<input type="checkbox"/>	
(3) 転入後1年以内である。	<input type="checkbox"/>	
(4) 移住支援金の申請日から5年以上、移住先市町村に継続して居住する意思がある。	<input type="checkbox"/>	
(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。	<input type="checkbox"/>	
(6) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの資格を有する。	<input type="checkbox"/>	
(7) 大津東小学校区、または大津北小学校区への転入である。 大津東小学校区：行政区（内牧区、外牧区、錦野区、瀬田区、大林区、吹田区） 大津北小学校区：行政区（下猿渡区、御所原区、馬場区、宮本区、多々良区、仮宿区、米山区、古城区、真木区、護東区、御願所区、上中区、下中区、片俣区）	<input type="checkbox"/>	

【就業の場合】

次のいずれかに該当する。 ① ワンストップジョブサイトに掲載された求人への就業である。 ② プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業である。	<input type="checkbox"/>	いずれか1つ該当
--	--------------------------	----------

【起業の場合】

熊本県が実施する起業支援事業における起業支援補助金の交付決定を受けている。	<input type="checkbox"/>	いずれか1つ該当
---------------------------------------	--------------------------	----------

【テレワークの場合】

移住先においてテレワークで勤務し、移住前の業務を継続している。	<input type="checkbox"/>	いずれか1つ該当
---------------------------------	--------------------------	----------

【関係人口の場合】

大津町が定める要件に該当している。	<input type="checkbox"/>	いずれか1つ該当
-------------------	--------------------------	----------

本事業における関係人口に関する要件

次のアに掲げる 関係人口要件のいずれかに該当し、かつ、イに掲げる地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。

ア 関係人口要件

- a 過去に継続して3年以上、大津町内に在住・在勤していた者
- b 3親等内の親族が大津町内に在住している者
- c 転入前の過去5年間のうち、大津町へふるさと納税をしたことがある者
- d その他町長が認めた者

イ 地域の担い手確保の要件

- a 大津町内に本店又は主たる事務所を有する事業者等に週20時間以上の無期限雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職している者
- b 転入を機に農業に就業し、自己所有又は借地により農地の耕作面積が30a以上あるもの
- c 転入を機に林業に就業し、山林の所有が3ha以上有し林業での収益が見込まれる者
- d 転入を機に創業する意思を有し、大津町起業創業事業費補助金による補助金の交付を受けている者

Welcome to OZU!!